

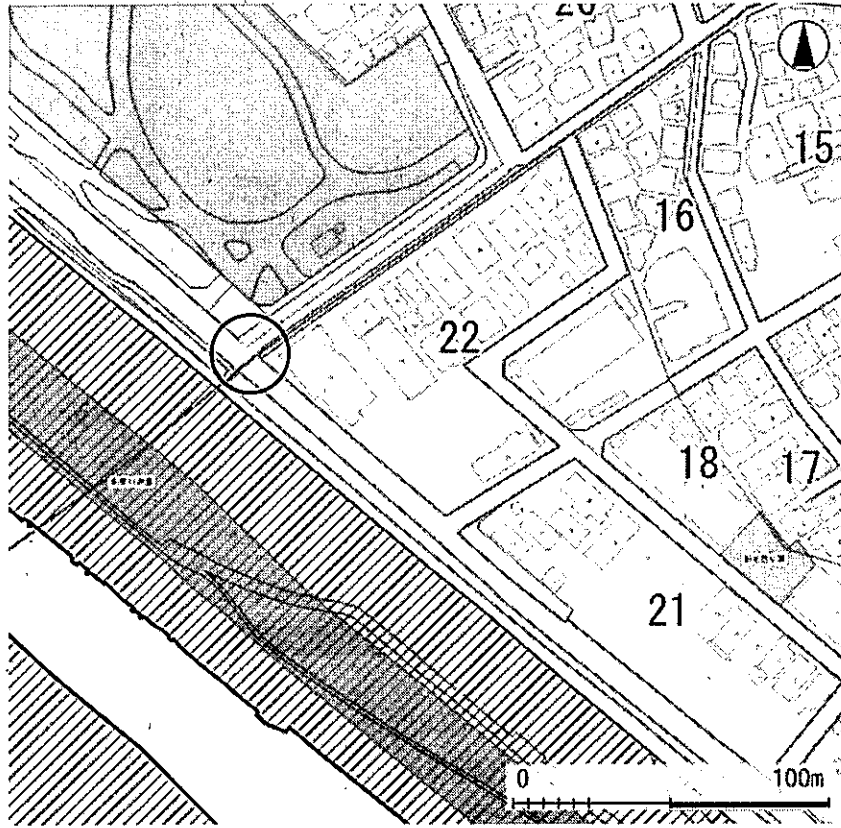
令和3年2月8日
清掃・リサイクル部
玉川清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和元年7月29日(月) 午前8時40分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区野毛三丁目22番先路上
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)玉川清掃事務所職員の運
転する区有車(軽ワンボックス)が、次の現場に移動する
ためT字路の交差点を右折しようとしたところ、車両右方
より直進してきた乙自動二輪車と衝突した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:車両前面損傷
乙 人身:左足関節開放骨折、左膝骨折、恥骨骨折
(手術済、リハビリ終了後示談予定)
物損:自動二輪車損傷
- (6) 過失割合 甲9割・乙1割
- 2 乙への損害賠償額 336,204円(物損分)
(自動車保険により、全額補填される。)
- 3 専決処分日 令和3年1月18日

位置図



現場説明図

押しボタン式
信号

